

## 「くぬぎ山地区自然再生協議会」の見直しについて（案）

## 1 現 状

- 平成18年9月18日に開催された第9回協議会において、地権者軽視を不服として「くぬぎ山を考える地権者の会」の地権者7名から脱退届が提出され、会長預かりとなっていたが、19年3月開催の第11回協議会において受理され、地権者委員は欠員となった。
- このため、役員の変更等ができず協議会の運営に支障をきたしている。

## 2 自然再生協議会について

## (1) 自然再生協議会とは

## ア 組織（自然再生推進法第8条第1項）

（自然再生事業の）実施者は、次項に規定する事務を行うため、当該実施者のほか、地域住民、特定非営利活動法人、自然環境に関し専門的知識を有する者、土地の所有者等その他の当該実施者が実施しようとする自然再生事業又はこれに関連する自然再生に関する活動に参加しようとする者並びに関係地方公共団体及び関係行政機関からなる自然再生協議会を組織するものとする。

## イ 事務（法第8条第2項）

協議会は、次の事務を行うものとする。

- 一 自然再生全体構想を作成すること。
- 二 自然再生事業実施計画の案について協議すること
- 三 自然再生事業の実施に係る連絡調整を行うこと。

## (2) くぬぎ山地区自然再生協議会

自然再生推進法に沿って平成16年11月6日に設立

## ア 目的（くぬぎ山地区自然再生協議会設置要綱第3条）

くぬぎ山地区の自然再生を推進するため、必要となる事項の協議を行うことを目的とする。

## イ 所掌事務（設置要綱第4条）

- (ア) 自然再生全体構想の作成
- (イ) 自然再生事業実施計画の案の協議
- (ウ) 自然再生事業実施に係る連絡調整
- (エ) 自然再生事業の実施箇所の維持管理に係る連絡調整
- (オ) その他必要な事項

## ウ 委員数 70人(団体)

## エ 会議の同意又は合意（くぬぎ山地区自然再生協議会運営細則第9条）

出席委員の過半数（設置要綱改正等は委員の4分の3以上）の賛成により成立

### 3 課 題

(1) 協議会における地権者委員の人数が少なく、会議の意思決定が多数決で行われることから、地権者の意見が反映されないという批判。

(2) また、当該協議会では委員数が多いことなどから、会議が紛糾しがち。



地権者の意見が反映され、円滑な運営が行われるよう協議会の枠組みを見直す必要がある。

## 4 見直しの視点

### (1) 協議会の必要性

自然再生事業を進めるためには、初期の段階から事業実施、実施後の維持管理に至るまで、地域住民、関係行政機関、民間団体、自然環境に関し専門的知識を有する者など、地域の多様な主体が参加・連携し、相互に情報を共有するための協議会が必要である。

### (2) 地元地権者の協力

くぬぎ山地区は、その大部分が私有地であり、自然再生事業を実施する上で、地権者の協力は必要不可欠なものである。

### (3) 協議会の継続性

現在の協議会は平成16年に設立され、過去11回の協議会を開催し「くぬぎ山地区自然再生全体構想」を策定するとともに、この全体構想を踏まえた実施計画策定に向け、熱心に協議をしてきた。

このような協議会がこのまま活動を停止してしまうことは、今後のくぬぎ山地区の自然再生事業を進める上で大きな損失であると考えられる。

## 5 見直し案

### (1) 意思決定の方法

(現行)

協議会の意思決定は、多数決による。

(対応案)

協議会の会議では、全会一致を原則とする。

- ・ 自然再生協議会は、多様な主体が、自然再生事業の実施者に対して、自然再生事業実施計画案等についてそれぞれの立場からいわばアドバイスをすることが期待されているものと思われる。

このような元々多様性が出発点となっている協議会において、多数決により物事を決定すると、実施者や地権者が少数意見の側に属している場合には、これらの者の協力が得られなくなり、自然再生事業も円滑に行われなくなるおそれがある。

したがって、協議会において意思決定する場合には、議論を尽くした上で、原則として全会一致によることが適当である。

### (2) 協議会の構成

協議会の委員	
i 関係地方公共団体 (県、関係4市町)	5
ii 地域住民	} 59
iii NPO	
iv 土地所有者	
v 自然再生に関する活動に参加しようとする者	
vi 学識経験者	3
vii 国関係機関	3
計70人(団体)	

⇒ 委員数を減少

協議会の委員	
i 関係地方公共団体(県、関係4市町)	5
ii 地権者等地域住民	5~10
iii くぬぎ山地区を主たる活動場所として山林保全等の活動をしている団体	5~10
iv 事業者の団体	1
v 学識経験者	3
vi 国関係機関	3
計30人(団体)程度	

- ・ 多様な主体の参加を求めるという法の趣旨から、設置要綱第5条に該当する者であれば、基本的に誰でも委員となれたことから、70人(団体)という大所帯の協議会となっている。しかし、過去の協議会においては、議論が紛糾し、意見の集約が難しい場面が見受けられた。

そこで、協議会の構成を見直すことにより、スムーズな協議会運営を目指す。

### (3) 協議会の再設置

協議会を新規に設置し直す。

- ・ 協議会の構成や設置要綱等を改正し、地権者が委員として参加できるよう、現在の協議会を一旦解散し、新たな協議会を設置する。

### (4) 自主事業の実施

山林の清掃活動等自主事業を行う。

- ・ くぬぎ山の清掃活動等を実施することによりくぬぎ山の現状を把握するとともに、委員相互のコミュニケーションを図る。